

建設業における社会保険等への加入促進について

目的

社会保険等への加入対策を強化することにより、技能労働者の処遇の向上を図り、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋げるとともに、法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築をより一層促進します。

これまでの取組

| | |
|---------|---|
| 平成27年4月 | すべての県発注工事において、社会保険等未加入の業者を元請から排除。下請総額3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の建設工事を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。（一次下請まで） |
| 平成29年4月 | すべての建設工事（下請総額の制限を撤廃）を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。（一次下請まで） |

今回の強化策

| | |
|---------|--|
| 平成31年4月 | すべての建設工事を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。（二次以下の下請業者も対象） |
|---------|--|

違反の発覚後60日以内に改善されなければ、元請に対し入札参加資格停止1カ月（従前と変更なし）

※社会保険等とは

- ①雇用保険（雇用保険法）
労働者の失業が生じた場合、労働者が職業に関する教育訓練を受けた場合等に、必要に応じて保険を給付
 - ②健康保険（健康保険法）
労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡、出産について、保険を給付
 - ③厚生年金保険（厚生年金保険法）
労働者の老齢、障害、死亡により所得を喪失した場合等に、本人及び家族の生活保障のため、保険を給付
- *法令の規定等により、社会保険等への加入が適用除外となっている事業者もあります。